

保護者各位

いわき市立四倉小学校長 小川幸一

新型コロナウイルス感染防止のための臨時休業について

梅花の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、昨日、いわき市教育委員会より新型コロナウイルス感染防止及び感染拡大抑制のため臨時休業及びその留意点に関する通知がありました。休業期間は次の通りです。

臨時休業期間 3月4日(水)～3月23日(月)

つきましては、通知をもとに各種行事や生活のしかた等について次のように対応しますので、何卒ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

また、引き続き春休みになり、次の登校日は4月6日になります。規則正しい生活と計画的な学習を行い、次の学年の準備をしてください。

1 各種行事への対応

個人における感染防止対策の徹底、行事の規模・短縮による感染範囲、感染時間の縮小の観点から行事を見直すよう通知がありました。いわき市教育委員会の方針を踏まえ次のようにしたいと考えています。しかし、今後の感染拡大上等等によりさらに縮小したり、場合によっては中止にせざるを得ない場合もありますのでご了承ください。変更につきましては、安心・安全メールと本校のホームページでお知らせいたします。定期的にご確認をお願いいたします。

1 修了証書授与式(1～5年生)

臨時休業の趣旨を踏まえ、実施いたしません。

通知表、修了証書につきましては、3月23日～26日の間に、保護者とお子さんが来校され、担任よりお受け取りください。

2 卒業証書授与式(6年生のみ全員参加)

(1) 期日 3月23日(月) 「授業日」とし、出席日数に計上します。

6年生は、8時30～8時50分までに保護者と共に登校し、昇降口で受付をします。

(目安の日程) 学級活動9時。開式10時。卒業記念撮影11時。下校11時30分。

<式次第>	○ 卒業生入場	
1	開式の言葉	6 卒業記念品授与
2	国歌斉唱	7 校歌斉唱
3	卒業証書授与	8 閉式の言葉
4	校長式辞	○ 卒業生退場
5	来賓式辞	○ 卒業写真撮影

感染時間縮小の観点から「呼びかけ」「保護者代表謝辞」を省略します。

(2) 出席者 感染範囲縮小の観点から次のようにします。

- ① 6年生 (5年生は参加しません。)
- ② 保護者 (各家庭、両親のみ2名まで。小さいお子さんは抵抗力の関係から出席は控えてください。両親が出席できない場合は代理の方でも可能。)

③ 来賓 (PTA会長1名のみ)

④ 本校教職員

(3) 感染防止対策

- ① 児童
 - ・体育館入場前、式終了後はうがい・手洗い、手の消毒をさせます。
 - ・マスクを着用させます。ただし、証書を授与する時、記念撮影の時のみマスクをはずさせます。
- ② 保護者
 - ・マスクを持参し、受付時から下校時まで着用ください。記念撮影の時は外します。
 - ・受付時と体育館入場時には手の消毒をしてください。
- ③ 教職員
 - ・話す時、登壇する時以外はマスクを着用します。
- ④ 参加者の座席の間隔は極力広く取ります。

⑤ 式終了後の見送りは行いません。教室での学級指導後随時下校とします。

3 離任式 ; 離任式は行いません。

学校のホームページに校長が代表して挨拶文を掲載しますのでご覧ください。

4 教室移動

3月25日に予定した5年生の協力を得ての教室移動は行いません。

教職員だけで行います。したがって、5年生は登校する必要はありません。

II 学習評価について

- ① 現段階までの評価をし、通知表に記載し、3月23日～26日までの間にお渡しします。お子さんと保護者の方が一緒に来校され、担任よりお受け取りください。6年生については23日にお渡しします。
- ② 未実施のワークテストやドリルについては各個人にお渡しします。休校期間中に問題に取り組み、自己採点させ、復習に生かさせてください。

III 家庭での過ごし方について

- ① 23日までの家庭学習課題は、明日各学年ごとに課題を配布したり、その後は安心安全メール等でお知らせしたりします。自習の形式となりますのでお家の方にも見ていただきますようお願いいたします。
- ② 3月10日に教員が家庭訪問をし、生活状況や課題遂行状況を確認します。また、電話でも健康確認や安否確認をいたします。
- ③ お子さんの居場所を把握するために、別紙の「臨時休業中のお子さんの居場所確認票」にご記入なされ、明日(3日)ご提出ください。
- ④ 感染防止のための休校であることを踏まえ、むやみに友達の家に遊びに行くなどをさせないようにお願いします。
- ⑤ うがい・手洗いの励行、外出時のマスク着用に務めさせてください。
- ⑥ **お子さんが発症して検査を受ける場合や感染が確認された時、ご家族で感染が確認された時は、必ず学校へご連絡ください。**
- ⑦ ゲームやユー・チューブ視聴は、約束事を決め節度ある活用に務めさせてください。
- ⑧ 家の中での生活が続きます。規則正しい生活と適度な運動による体力と精神衛生の維持に務めさせてください。

IV 給食費等の集金事務について

- ① 本日集金袋を各家庭に配布しました。給食条件等の関係で一部のお子さんの給食費の確定が成されていませんので、そのお子さんには後ほど電話等でご連絡いたします。
明日、給食費等の徴収金を納入していただきますようお願いいたします。明日までの納入が不都合の場合は、3月6日(金)までに学校へお届けください。急で申し訳ありません。
- ② ワークテスト・ドリル等の**教材費**をまだ納入されていないご家庭におきましては、合わせてお納めください。

V 学校に置いてある持ち物について

- ① 本日中になるべく持ち帰らせます。
- ② 残ったものは3月26日までに取りにいらしてください。

VI 1年生～3年生までの家庭においてお子さんの看護が困難な家庭について

- 1 臨時休業期間、1年生から3年生までのお子さんで、家庭においてお子さんを看護できない状況にある家庭については、ご家庭の看護の準備期間として3月4日～6日までの3日間を、学校でお預かりします。
- 2 時間は午前8時30分から午後4時までです。朝は8時15分以降、帰りは午後4時15分までにご送迎ください。
- 3 次のような1年生～3年生までのお子さんが対象です。
 - ① 保護者などが仕事を休めず、自宅等で過ごすことができないお子さん
 - ② 預かり先がないお子さん
 - ③ 咳など、風邪のような症状がないお子さん
 - ④ 学童保育を利用していないお子さん
 - ⑤ 福祉サービス等を活用できないお子さん
- 4 学校での生活は、原則、自分で自習をして過ごすだけとなります。
- 5 希望される方はまず担任へご連絡ください。